

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第８条第６項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和８年７月２４日

佐賀県知事 山口 祥義

- １ 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：ラ・ムー小城店
所在地：佐賀県小城市三日月町長神田字戊１１０３番１ 外
- ２ 届出の内容
大規模小売店舗の新設
- ３ 意見の概要
意見なし